

石井町移住支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

1. 移住支援金に関する報告及び立入調査について、石井町から求められた場合には、それに応じます。
2. 以下の場合には、石井町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - （1）全額返還
    - （ア）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
    - （イ）移住支援金の申請日から3年未満に石井町から転出した場合
    - （ウ）第3条（2）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
    - （エ）創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
  - （2）半額返還
    - （ア）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石井町から転出した場合
3. 徳島県及び石井町が、申請者の個人情報について、徳島県及び県内市町村並びに全国で地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は関係機関に事実確認の調査を行うことについて同意します。

年 月 日

同意署名

申請者 \_\_\_\_\_ 印

同居人※ \_\_\_\_\_ 印 同居人※ \_\_\_\_\_ 印 同居人※ \_\_\_\_\_ 印

※世帯向けの支援金を申請する場合、同居人の方も署名ください。